

第三帝国における「経済の脱ユダヤ化」関連重要法令 (Ⅱ)

山本達夫

東亜大学 総合人間・文化学部 比較文化学研究室

E-mail: yamamoto@po.cc.toua-u.ac.jp

要旨

経済活動からのユダヤ人の排除（「経済の脱ユダヤ化」）は、ナチ党による政権掌握以来、比較的無秩序に行なわれていたが、国家指導部がこれに積極的に関与しはじめた1937年後半以降、一定の政策として遂行されるようになった。

政策としての「経済の脱ユダヤ化」は、ユダヤ経営の閉鎖・清算、またはドイツ人への所有権の譲渡（「アーリア化」）という形で行なわれた。経済・社会の広範囲に影響がおよぶこの政策の遂行には、第三帝国の多くの組織・機関が関わり、ユダヤ経営とユダヤ人の運命を決定していった。これらの組織・機関が、個々の事例の処理にあたって判断の拠り所にしたのが、国家指導部が出した諸法令であった。だが、これらの法令の全てが公にされたわけではない。『ライヒ官報』や『ライヒ内務省報』で公布されたものもあるが、しかし一般的な法令の「施行細則」としてこの政策の実際の処理過程を規定していたのは、「回覧通達」をはじめとする非公開の指令や内部文書であった。したがって「経済の脱ユダヤ化」政策の具体的な遂行過程を把握するためには、これらの文書の分析が不可欠である。

ここに訳出するのは、そうした文書を含む「経済の脱ユダヤ化」関連法令のうち、とくに重要なものである。大きく4つの系統に分けられる「経済の脱ユダヤ化」関連法令のうち、前号では「財産申告令」（1938年4月26日）および「第三帝国政令」（1938年6月14日）に関連する諸法令を紹介した。今回は「排除令」（1938年11月12日）および「財産活用令」（1938年12月3日）関連の法令を中心に紹介する。

はじめに

前号（『総合人間科学』第2巻第1号、2002年3月）に引き続き、「第三帝国における経済の脱ユダヤ化関連重要法令」を訳出する。第三帝国における経済の脱ユダヤ化（アーリア化）政策の輪郭を形づくった4つの法令：①「財産申告令」（1938年4月26日）、②「第三政令」（1938年6月14日）、③「排除令」（1938年11月12日）、④「財産活用令」（1938年12月3日）のうち、前号（Ⅰ）では①と②に関連するものを取り上げたが、本号（Ⅱ）は③と④に関

連するものを中心に紹介する。①～④の全体像は以下の通りである。うち、☆印を付したものは（Ⅰ）、★印は（Ⅱ）所収のものである。◇印は、（Ⅰ）において要旨のみを紹介したものである。

なお、史料⑳と㉑は当初所収を予定していなかったが、内容の重要性に鑑みて今回追加した。史料⑳は、「財産活用令」布告後の党の基本的立場、とくにユダヤ経営のアーリア化に際しての党と国家官庁との関係を述べたものであり、史料㉑は、アーリア化手続きの一般的な基本方針が形成される過程で、1937年末以前にすでに個別的に遂行されていた繊維・衣料小

売業部門のアーリア化の実践が重要な意味を持っていた可能性を示唆する史料である。出典はいずれも Staatsarchiv Münster, GWB-624 (Entjudung der Wirtschaft. Erlasse, Bestimmungen usw.) である。なお、史料(20)については、62 DAF 8783 も参照した。

- (1) ☆ユダヤ経営の偽装幫助に対する政令 (1938年4月22日：ライヒ官報 I、404頁)
- (2) ☆ユダヤ人財産の申告に関する政令 (1938年4月26日：ライヒ官報 I、414頁)
- (3) ☆ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令 (1938年4月26日：ライヒ官報 I、415頁)
- (4) ☆国家公民法第三政令 (1938年6月14日：ライヒ官報 I、627頁)
- (5) ◇ユダヤ人財産の申告に関する政令の遂行のための政令 (1938年6月18日：ライヒ官報 I、640頁)
- (6) ☆ライヒ経済大臣回覧通達「38年4月26日付指令の遂行」：III Jd. 2818/38 (1938年7月5日)
- (7) ☆ライヒ内務省回覧通達「国家公民法第三政令の遂行」：Ie 286/38-5012c (1938年7月14日)
- (8) ☆ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ経営の譲渡」：III Jd. 4114/38 (1938年8月5日)
- (9) ◇ライヒ経済大臣回覧通達 (速達)「外国籍のユダヤ人が所有する経営の登録について」：III Jd. 4900/38 (1938年8月27日)
- (10) ☆ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ人財産とユダヤ経営。1938年4月26日付政令と同日付指令」：III Jd. 5872/38 (1938年9月21日)
- (11) ☆ライヒ経済大臣回覧通達「皮革経済のユダヤ経営の取得認可について」 I Techn. 24268/38 (1938年10月8日)
- (12) ◇ライヒ経済大臣回覧通達「1938年4月26日付指令の遂行。輸出企業の脱ユダヤ化」：III Jd. 2/6610/38 (1938年10月27日)
- (13) ★ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令 (1938年11月12日：ライヒ官報 I、1580頁)
- (14) ★ライヒ経済大臣通達 (速達)「排除令に関して」：III Jd. 8782/38 (1938年11月18日)
- (15) ★ライヒ経済大臣通達 (速達)「排除令に関して」：III Jd. 8782/38 II (1938年11月21日)
- (16) ★ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の遂行のための政令 (1938年11月23日：ライヒ官報 I、1642頁)
- (17) ◇ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく第二指令 (1938年11月24日：ライヒ官報 I、1668頁)
- (18) ★ライヒ経済大臣回覧通達「排除令遂行基本原則」(署名：シュメーア、発令日不詳、11月下旬頃)
- (18-1) ★ライヒ経済大臣回覧通達 (速達)「ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除について」 III Jd. 9834/38 (1938年12月1日)
- (19) ★ユダヤ人財産の活用に関する政令 (1938年12月3日：ライヒ官報 I、1709頁)
- (20) ★四カ年計画総監命令 (1938年12月10日)
- (21) ☆ライヒ経済大臣速達通達「繊維経済の脱ユダヤ化」：III Jd. 9965/38 (1938年12月12日)
- (22) ★四カ年計画総監命令 (1938年12月14日)
- (23) ★ライヒ経済大臣回覧通達 (速達)「百貨店の脱ユダヤ化」：III Jd. 1/9562/38 (1938年12月14日)
- (24) ★ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の遂行のための第二政令 (1938年12月14日：ライヒ官報 I、1902頁)
- (25) ★ユダヤ人財産の活用に関する政令の遂行のための政令 (1939年1月16日：ライヒ官報 I、37頁)
- (26) ★「ユダヤ人財産の活用。ライヒ経済大臣第一遂行指令」：III Jd. 1/2082/39 (1939年2月6日：ライヒ内務省報、1939年第7号)
- (27) ◇ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく第三指令 (1939年2月21日：ライヒ官報 I、282頁)
- (28) ★国民社会主義ドイツ労働者党総統代理指令第43/39号 (1939年2月25日)

②9 ★ドイツ国民同胞によるユダヤ企業の引継ぎの遂行に関する指針（1937年8月11日）

史料

(13) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令（1938年11月12日：ライヒ官報Ⅰ、1580頁）

Verordnung zur Ausschaltung der Juden
aus dem deutschen Wirtschaftsleben
vom 12. November 1938

1936年10月18日付四カ年計画の遂行のための政令（ライヒ官報Ⅰ、887頁）に基づき、以下のことが命令される：

第1条

1. ユダヤ人（1935年11月14日付国家公民法第一政令第5条——ライヒ官報Ⅰ、1333頁）は、1939年1月1日より、小売販売所 Einzelhandelsverkaufsstellen、通信販売業 Versandgeschäfte または注文請負業 Bestellkontore、ならびに手工業独立経営の営業を禁止される。
2. さらにユダヤ人には、同日をもって、あらゆる種類の市場、メッセまたは見本市において、商品または営業目的のサービスを提供すること、それらの宣伝をすること、またはそれらの注文を受けることが禁じられる。
3. この禁止に反して営業されるユダヤ経営（1938年6月14日付国家公民法第三政令——ライヒ官報Ⅰ、627頁）は、警察により閉鎖される。

第2条

1. ユダヤ人は、1939年1月1日以降、1934年1月20日付国民労働秩序法（ライヒ官報Ⅰ、45頁）の意味における経営指導者たり得ない。
2. ユダヤ人が指導的従業員として経済企業で働いている場合、6週間の期限をもって解雇を言い渡すことができる。この解雇期限の経過をもって、解約された雇用契約に由来する被用者のすべての請求、とりわけ年金支給および示談金の請求は失効する。

第3条

1. ユダヤ人は労働組合の組合員たり得ない。
2. 労働組合のユダヤ人加盟員は、12月31日をもって脱退する。特別の解約告知は必要ない。

第4条

ライヒ経済大臣には、関係のライヒ大臣の了解の

上、本政令に必要な遂行規定を発令する権限が与えられる。ライヒ経済大臣は、ユダヤ営業経営の非ユダヤ人所有への移行のため、ユダヤ営業経営の清算のため、もしくは特別の場合に需要を確保するために必要である場合に限り、例外を認めることができる。

ベルリン、1938年11月12日

四カ年計画総監

ゲーリング 元帥

(14) ライヒ経済大臣通達（速達）「排除令に関して」

III Jd. 8782/38（1938年11月18日）

Der Reichswirtschaftsminister,
Schnellbrief. III Jd. 8782/38

ライヒ経済大臣

—III Jd. 8782/38—

ベルリン、1938年11月18日

W 8、ベーレン通り43番地

速達！

宛先

- a) プロイセン知事ならびにベルリン警察長官、
- b) 帝国首都ベルリン市長、
- c) プロイセンを除く州政府、
- d) オーストリア国家地方長官（州政府）、ウィーン、
- e) ズデーテンドイツ地方担当ライヒ全権委員
- f) 金融担当ライヒ全権委員

伝達：

- a) プロイセン州長官
- b) オーストリアのドイツ帝国との再統一担当ライヒ全権委員、ウィーン
- c) 総統代理幕僚部、ミュンヘン、ブラウン・ハウス
- d) ライヒ経済院、ベルリン NW 7、新ヴィルヘルム通り9/11番地

用件：ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令。1938年11月12日付（ライヒ官報Ⅰ、1580頁）

- I. 1) 1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令により、ユダヤ人は1939年1月1日以降、企業家として小売業、手工業ならびに市場流通から最終的に排除される。ユダヤ人小売店舗および手工業経営が、11月8日、9日、10日の出来事の結果閉鎖されている限り、それらはユダヤ経営として、基本

的に再開されてはならない。本官は、警察上の理由から、これらを新たな狼藉から守るよう要請する。非ユダヤ人所有への移行が保証された場合のみ、再開されるようにされたい。こうした移行は、小売業に見られる供給過剰を考慮し、1938年7月5日付回覧通達——Ⅲ Jd. 2818/38——を厳格に適用の上、当該商店の営業継続が一般的な国民経済的理由、とりわけ住民への供給を考えて望ましく思われる場合に、例外的にのみ認可されるべきである。

しかし、すべての場合において目指すべきは、ユダヤ人商店所有者がその経営を秩序正しく清算し、とりわけ従業員に対する義務を果たし、さらに、損害がある場合には、それを除去させることである。コミサール管理者の任命は、通常、考慮の対象とはならない。現存の商品倉庫の活用が困難な場合には、ただちに、本官から指示を受けた経済集団小売業を、その問題解決にあたらしめること。

2) ユダヤ人の飲食店についても、同様なやり方で閉鎖したままにしておくよう要請する。

3) 1938年4月26日付四カ年計画総監の指令——ライヒ官報 I、415 頁——ならびに小売業保護法に基づく認可手続きは、ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令第1条の禁止に該当する営業経営にあっては、あらゆる手段を講じて、これを迅速に進めること。

その際、あらゆる場合において、第一に、そもそも問題の経営を非ユダヤ人の監督のもとで維持する国民経済的利益が存在するのか、という基本的問題が吟味されなければならない。この問題の答えが否定的な場合は、取得者の人物をそれ以上吟味することなく、拒否を言い渡すこと。

業務上のやりとりを早めるために、本官はさらに、認可申請は、意見を聴取すべき諸部署と合同の話し合いの中でこれを協議し、時間のかかる文書でのやりとりを極力制限するよう要請する。

なお、認可契約を判断するにあたっての、物的側面での従来の基本原則はそのままである。しかし一般に、特段の輸出の利益を鑑みて、移行期間のあいだ、追加名付きの元の商号を引き続き使用することが例外的に正当化されるのでなければ、ユダヤ風の商号は消滅するよう留意すること。

4) 1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令は、第1条の文言から明らかなように、すべてのユダヤ人を対象とするものであり、外国籍を有する限りのユ

ダヤ人もこれに含まれる。問題が生じた際には、本官に報告されたい。とくに、合衆国、イギリス帝国またはフランスの国籍が問題となっている場合はすべて、経営の閉鎖前に、本官に報告すること。

- II. ユダヤ卸売および工場経営は、さしあたり、1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の対象とはならない。現在進行中の脱ユダヤ化業務の遂行に際しては、慎重に、ドイツの輸出の利益が可能な限り考慮されるよう、注意すること。その維持に一般的な国民経済的利益のあるような卸売および工場経営において、ユダヤ人所有者による整然とした業務運営がもはや可能でない場合は、当該企業の従業員のうち専門的に適任の者が、ユダヤ人所有者から、業務の継続、ならびに必要となる非ユダヤ人所有への移行交渉の権限を与えられるべく努めるよう要請する。本官は、例外的な場合における、特別な権限をもつ管理者の任命に関して、場合によっては必要となるであろう指令を保留する。

本官は、1938年4月26日付指令および小売業保護法に基づく認可権限を有する官庁に、しかるべく伝達するよう要請する。

委託を受けて
署名 シュメーア
(押印)
公証
署名 官房職員

(15) ライヒ経済大臣 (速達) 「排除令に関して」

III Jd. 8782/38 II (1938年11月21日)

Der Reichswirtschaftsminister,
Schnellbrief. III Jd. 8782/38 II

ライヒ経済大臣
ベルリン、1938年11月21日
III Jd. 8782/38 II

速達!

用件：ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令 (ライヒ官報 I、1580 頁)

1938年11月18日付回覧通達——Ⅲ Jd. 8782/38——では、官房の見落としにより、第1条第2項において中間の文章が欠落している。第2項は、完全な文面は次のようであればならない。

2) 明確には、来店をユダヤ人に限定しないまま認可が与えられている飲食店についても、本官は同様なやり方で閉鎖したままにしておくよう要請する。

委託を受けて
署名 クリューガ
州知事宛 敬称略

(16) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除
のための政令の遂行のための政令
(1938年11月23日：ライヒ官報Ⅰ、1642頁)
Verordnung zur Durchführung der Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 23. November 1938

1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令第4条（ライヒ官報Ⅰ、1580頁）に基づき、以下のことが命令される：

第Ⅰ款
小売業
第1条

- (1)ユダヤ人の小売販売所、通信販売業または注文請負業は、基本的に解散され、清算されなければならない。
- (2)特別の場合に、住民への供給を確保するために、第1項で述べられた種類の旧ユダヤ企業の継続経営が必要な場合は、その企業は非ユダヤ人所有に移行され得る。この移行は、1933年5月12日付小売業保護法（ライヒ官報Ⅰ、262頁）による決定権限を有する官庁の認可を要する。この認可は、1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令（ライヒ官報Ⅰ、415項）により必要とされる認可を代替する。その他については、この指令およびこの指令について発令された、もしくは発令される遂行規定が適用される。

第2条

- (1)清算は、以下の原則にしたがって行なわれなければならない：
 1. 最終消費者に対する物品の販売または競売は許可されない。
 2. 全ての物品は、まず所轄する専門集団または目的団体、もしくはそれらの地区または専門の下位組織に売りの申込をすること。これらの組織は、物品の収容に配慮しなければならない。物品の引継ぎは、所轄する商工会議所の会頭が任命する専

門家の評価に基づいて行なわれる。

3. 債権者は、破産法で規定された順位により、全清算の競落代金（収益）で弁済される。
- (2)ライヒ経済大臣は、必要な場合、ライヒ法務大臣との了解の上、清算を目的とするその他の指針を出すことができる。この指針は経済省報において公示される。
- (3)清算のための原則および指針は、破産管財人を対象とする破産の場合にも適用される。

第3条

- (1)清算のために、第1条第2項により決定を任された官庁は、清算人の任命なくして整然とした清算が保証されない限りにおいて、清算人を任命できる。清算人は秩序正しい商人としての注意を払わなければならない、任命官庁の監視下に置かれる。任命官庁は清算の終了後、清算人の報酬および清算人に償還すべき出費の額を定める。
- (2)清算の費用は、清算されるべき企業がこれを負担する。

第4条

- (1)清算人は、当該経営の清算に必要な、裁判上の、および裁判によらない全ての法律行為と法的行為[*]に対して権限を付与される。清算人への権限の付与は、この範囲内において、必要な全ての代理権を代替する。

[* Rechtshandlungen（法的行為）：Rechtsgeschäft（法律行為）よりも範囲が広く、訴訟行為や登記の申請のように司法上の行為でない行為も含む。]

- (2)清算人はとりわけ、破産債務者の名により、法的前提の提示に際して、当該企業を対象とした破産訴訟の開始の申請をする権限を有する。清算人は、破産管財人に任命され得る。

第Ⅱ款
手工業
第5条

- (1)手工業経営のユダヤ人所有者は、1938年12月31日をもって手工業登録簿から抹消される。手工業証は没収される。
- (2)ユダヤ手工業経営の非ユダヤ人取得者への所有への移行については、従来の規定が適用される。

ベルリン、1938年11月23日
ライヒ経済大臣
代理として ブリンクマン
ライヒ法務大臣

Dr. ギュルトナー

(18) ライヒ経済大臣回覧通達「排除令遂行令について」(署名シュメーア、発令日不詳、1938年11月下旬頃か)

Betrifft: Verordnung zur Durchführung der Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 23. November 1938—RGBI. I. S. 1642—

1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令——ライヒ官報 I、1580頁——およびこれに関して出された1938年11月23日付遂行令——ライヒ官報 I、1642頁——の適用にあたっては、以下の基本原則を尊重されたい。なお、本官の1938年11月18日付回覧通達——III Jd. 8782/38——を参照のこと。

I. 小売業

- 1.) 小売業保護法により、決定の第一審に任じられている部署は、通信販売業の清算の場合においても決定を下す。
- 2.) 手続きの迅速化のため、本官の1938年7月5日付回覧通達——III Jd. 2818/38——により意見を聴取すべき部署を、定期的に口頭での会議に招聘し、その鑑定ならびに意見がただちに出されるようにすること。本官の1938年11月18日付回覧通達第1条第3項——III Jd. 8782/38——を参照のこと。会議の日程は、可及的速やかに決めなければならない。会議のすべての参加者は、最終決定を可能な限り一回の会議で出せるように準備しておくこと。この交渉には、当該地区を管轄する経済集団小売業の組織、もしくはその下位の専門組織を参加させること。
手元のユダヤ小売経営のリストに基づき、この会議では、当該地区内のどのユダヤ小売店が、非ユダヤ人所有への移行の点であらかじめ考慮の対象とならないかを、できるだけ前もって確定しておくこと。この場合には、所轄の行政官庁は、例えば問題となる商店の詳細な引継ぎ申請を、取得者のそれ以上の人物調査をせず、また——取得者の基本的了承があるのであれば——本官の1938年7月5日付回覧通達——III Jd. 2918/38——により、個々の場合に意見を聴取すべき部署をあらためて関与させることもなく、これを拒否してもよい。

企業を非ユダヤ人所有へ移行させるのが適切

と思われるその他のすべての場合においては、最短で決定が下せるよう、あらゆる手段を講じて適切な取得希望者を捜す努力がなされなければならない。だがこの場合でも、小売業保護法により必要となる、人物的観点からする取得者の調査を、現行規定に則して行なわなければならないことを指摘しておく。

暫定的な認可は、与えられないようにしていただきたい。

- 3.) 今後、経営を解散および清算すべき場合にあって、他の方法では整然とした清算が保証されないように思われるときはすべて、直ちに遂行令第3条による清算人が任命されなければならない。清算人として考慮の対象となる適任の人物は、所轄官庁に対して、要請に基づいて折り返し、所轄の商工会議所が、当該地区を管轄する経済集団小売業の組織ならびに専門部門を管轄する下位組織との話し合いの上で、これを提案しなければならない。

比較的規模の大きな経営については、公認会計士、宣誓済みの簿記監査士、もしくはその他の、商人および専門家として特別の予備教育を受けた人物が任命されるのが望ましい。

しかし清算人の任命は、遂行令第3条に則して、他の方法では整然とした清算に対する保証が存在しない場合にのみ、行なわれるべきである。したがって基本的には、債務が完全に履行されない、とくに賃金や俸給が支払われない恐れが生じないのであれば、ユダヤ人所有者に清算そのものが委ねられなければならない。ユダヤ人所有者も、自ら清算する場合は、遂行令第2条の基本原則に拘束される。

- 4.) すでに本官の1938年11月18日付回覧通達——III Jd. 8782/38——において、ユダヤ営業経営の再開は基本的に問題にならないと規定されている。これと同様、清算人による小売店の継続営業は不許可である。

- 5.) 清算の遂行に際しては、以下のことを遵守すること：

- a) 第2款第1条第2項により任命される鑑定人は、商人としての基本原則にしたがって評価しなければならない。その際鑑定人は、まず第一に現存商品の購入価格を前提とすべきであるが、商品が時間の経過もしくはその他の理由により、その価値を減じているときには、現在の購入価格に相応した額

を定める権限を有する。

- b) 財産目録等の評価に際しては、鑑定人が任命されるのは、清算人がこれを明確に望む場合のみである。この場合も、商人としての基本原則にしたがって処理されなければならない。
- c) 専門集団、または、最初に現存商品の売が申込まれる目的団体は、すべての場合において、申込の到着から14日以内に書面をもって回答しなければならない。また、売の申込がされた商品を自ら収容できない場合は、他の適切な活用方法を提案すること。期限の経過後、専門集団または目的団体から満足すべき回答がなされない場合は、現存商品の売却は特別の制限なしに許可される。

Ⅱ. 手工業

小売業に適用される遂行令の特別規定は、手工業には適用されない。これらの場合においては基本的に、1938年4月26日付四カ年計画総監の指令——ライヒ官報Ⅰ、415頁——ならびに本官の1938年7月5日付回覧通達——Ⅲ Jd. 2818/38——で規定された手続きの通りである。しかし、ユダヤ手工業経営の継続経営の法的禁止を鑑みて、ここにおいても、現在進行中の認可手続きを最大限の加速をもって進めるよう要請する。本官の1938年7月5日付回覧通達において通常意見を聞くべき部署の、これについての鑑定が適切な期間内に出ないときは、個々の場合において手続きの迅速化のため、行政官庁の決定は、やむを得ない場合、単に所轄の手工業会議所の態度表明に基づいて下さなければならない。とはいえ常に、意見を聞くべき他の部署にも、行政官庁により定められた少なくとも2週間という期限内に、意見表明をする機会が与えられなければならない。

本官は、1938年4月26日付指令ならびに小売業保護法により認可の権限を有する官庁に、直ちにしかるべく伝達するよう、要請する。

委託を受けて

署名 シュメーア

(18-1) ライヒ経済大臣回覧通達（速達）

「ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除について」

Ⅲ Jd. 9834/38 (1938年12月1日)

Der Reichswirtschaftsminister,

Runderlaß Ⅲ Jd. 9834/38.

Schnellbrief vom 1. Dezember 1938

ライヒ経済大臣 ベルリン、1938年12月1日、
ベーレン通り43番地

Ⅲ Jd. 9834/38

速達！

宛先

- a) プロイセン州長官ならびにベルリン警察長官、
b) 帝国首都ベルリン市長、
c) プロイセンを除く州政府、
d) オーストリア国家地方長官、ウィーン、
e) ズデーテンドイツ地域担当ライヒ全権委員。

伝達

- a) プロイセン知事、
b) オーストリアのドイツ帝国との再統一担当ライヒ全権委員、ウィーン、
c) 総統代理幕僚部、ミュンヘン、ブラウン・ハウス、
d) ライヒ経済院、ベルリン。

用件：ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除

聞くところでは、ユダヤ人小売業者が、1938年11月18日付の本官の回覧通達——Ⅲ Jd. 8782/38——に反して、散発的に、脱ユダヤ化の遂行前に、また1938年4月26日付指令により必要とされる認可付与の前に、クリスマス商戦を利用するために小売商店を再開したという。

かかる場合には、ドイツ国籍または無国籍のユダヤ人が問題となる限りにおいて、当該商店を警察に再度閉鎖させるよう要請する。外国籍のユダヤ人については、商店の再開を妨げないでいただきたい。しかし、外国籍のユダヤ人が商店を再開する場合には、法的に定められた1938年12月31日という期日を超えての営業は問題になり得ないということに注意を促すよう要請する。

委託を受けて

署名 クリュューガ

(19) ユダヤ人財産の活用に関する政令

(1938年12月3日：ライヒ官報Ⅰ、1709頁)

Verordnung über den Einsatz des jüdischen Vermögens vom 3. Dezember 1938

1938年11月24日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく四カ年計画総監の第二指令第1条（ライヒ官報Ⅰ、1688項）に基づき、関係のライヒ大臣との了解のもと、以下のことが命令される：

第 I 款
営業経営

第 1 条

ユダヤ営業経営（1938年6月14日付国家公民法第三政令——ライヒ官報 I、627頁）の所有者には、当該経営を一定の期限内に譲渡または清算することを命じることができる。命令により、付帯条件を付けることができる。

第 2 条

1. 第 1 条により、譲渡または清算が命じられたユダヤ営業経営においては、当該経営の暫定的営業継続、および譲渡または清算を進めるために代行業者〔受託者 Treuhänder〕を任命し得る。とくに、経営所有者が定められた期限内に命令にしたがわず、期限の延長申請が拒否された場合において。

2. 代行業者は、当該企業の営業、清算もしくは譲渡に必要となる、裁判上および裁判によらない全ての業務に対する権限を付与される。代行業者の授權は、この範囲内においては、法的に必要なすべての全権を代替する。

3. 代行業者は、活動に際して、まっとうな商人の注意を用いなければならず、また国家の監視下に置かれる。

4. 代行業者による管理の費用は、経営所有者がこれを負担する。

第 3 条

1. 第 1 条および第 2 条による処分は、ユダヤ営業経営の所有者に送達される。

2. 当該者の不在の場合、処分の送達はドイツ・ライヒ公報とプロイセン州報による告示により行なわれる。この場合は、告示の日が送達の日と見なされる。

第 4 条

処分が送達され、それにより第 2 条による代行業者が任命されると、当該営業経営の所有者は、その管理のために代行業者が任命されたところの財産価値の処分権を喪失する。当該営業経営の所有者は、代行業者の任命が解かれてはじめて、処分権を再取得する。

第 5 条

1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令第 1 条（ライヒ官報 I、415 頁）による譲渡の認可は、譲渡が命令された場合も必要である：これは、代行業者による譲渡についても適用される。

第 II 款
農林業経営、土地所有その他の財産

第 6 条

ユダヤ人（1935年11月14日付国家公民法第 1 政令第 5 条——ライヒ官報 I、1333 頁）には、その農業または林業経営、他の農業または林業財産、その他の土地所有または他の財産部分を、全てもしくは部分的に、一定の期間内に譲渡する義務を課すことができる。命令には、付帯条件を付けることができる。第 2 条から第 4 条までの規定も同様に適用される。

第 7 条

1. ユダヤ人は土地、土地と同様な権利および土地に対する権利を、法律行為により取得できない。

2. 1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令第 2 条および第 4 条から第 6 条の規定（ライヒ官報 I、415 頁）は、相応に適用される。

3. 土地の強制競売にあたっては、執行裁判所は、競り手がユダヤ人であると思われる場合は、買いの申し出を却下しなければならない。

4. 第 3 項による却下は、競り手がこれに異議を唱え（強制競売法第 72 条第 2 項）、競り手がユダヤ人でないことを証明した場合には、失効する。

5. 買いの申し出の却下に、第 4 項により異議が唱えられた場合、落札の決定は、競売終了の 2 週間後に下される。

第 8 条

1. ユダヤ人による、土地および土地と同様な権利の処分は、その発効のためには認可を要する。その他の財産部分に対する処分は、本政令第 6 条による譲渡が命じられている場合には、その発効のためには認可を要する。これは、代行業者による処分にも適用される。

2. 第 1 項の規定は、債務負担行為についても適用される。

3. 1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令（ライヒ官報 I、415 頁）第 1 条第 2 項および第 2 条の規定は、相応に適用される。不動産についての処分も、上記指令第 4 条から第 6 条の規定が相応に適用される。

4. 強制競売による土地の譲渡に際しては、買い申込は認可を要する。必要な認可が直ちに証明されない買い申込は、拒否される。強制競売および強制管理に関するライヒ法の適用される範囲において、同法第 81 条第 2 項および第 3 項の場合、最高価申込人としての他人の落札は、この者が認可を提示した場合にのみ、認められる。

第9条

1. 第8条による認可は、1937年1月26日付土地流通布告（ライヒ官報Ⅰ、35頁）、1933年9月22日付住宅地域の開発に関する法律（ライヒ官報Ⅰ、659頁）、1937年8月17日付ライヒ国境の保全ならびに報復措置に関する法律の第1遂行令（ライヒ官報Ⅰ、905頁）、ならびに価格法の規定により必要とされる認可を代替する。

2. 農業または林業経営の譲渡、もしくはそのような経営に対する用益権の設定に際しては、1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令（ライヒ官報Ⅰ、415頁）第1条による認可の代わりに、第8条による認可が必要となる。

第10条

1. ユダヤ人が帝国首都ベルリン地域内にある土地を譲渡する場合は、帝国首都ベルリンには、建設総監の都市建設措置の遂行のために、先買権が与えられる。

2. 1937年11月5日付帝国首都ベルリンの改造に関する政令（ライヒ官報Ⅰ、1162頁）第12条と第13条の規定は、相応に適用される。

3. 先買権は、ライヒ、州、または国民社会主義ドイツ労働者党が、取得者として法律行為に関与している場合は、存在しない。

第Ⅲ款

有価証券の寄託強制

第11条

1. ユダヤ人は、この政令の発効後1週間以内に、その全ての株式、鉱山株式、確定利子付有価証券および類似の有価証券を、外国為替銀行の有価証券受託金庫に寄託しなければならない。新たに取得した有価証券は、取得後1週間以内に、そのような有価証券受託金庫に寄託しなければならない。ユダヤ人に所属するかかる有価証券の所有者は、その有価証券を、外国為替銀行にのみ、ユダヤ人の勘定で渡すことができる。

2. ユダヤ人に益するかたちで、有価証券がすでに外国為替銀行の有価証券受託金庫に寄託されている、または国債原簿債権に登録されている、もしくは行政官庁に分配証書 Auslösungsschein が寄託され、これらに基づいて優遇金利が認められている限りにおいて、ユダヤ人は銀行、債務管理局または行政官庁に対して、文書をもって遅滞なく、ユダヤ人としての自らの身分を表明しなければならない。

3. 有価証券受託金庫ならびに国債原簿口座には、ユダヤ人の印が付けられなければならない。

第12条

ユダヤ人の有価証券受託金庫に寄託されている有価証券の処分、ならびにそうした有価証券受託金庫からの有価証券の引き渡しは、ライヒ経済大臣またはライヒ経済大臣から委託された官庁の認可を要する。

第13条

第11条および第12条の規定は、外国籍のユダヤ人には適用されない。

第Ⅳ款

宝石、装飾・美術品

第14条

1. ユダヤ人は、金、プラチナまたは銀および宝石ならびに真珠製の物品を取得し、質入れし、もしくは公の競売によらずにこれを譲渡することが禁じられる。こうした物品は、本政令の発効時点で、非ユダヤ人担保権者に益する形ですでに存在していたユダヤ人占有に由来する担保権の評価を別として、ライヒが設立する公共の購入所においてのみ、取得され得る。同様のことは、その価格が個々の物品につき1000ライヒスマルクを超過する限りの、その他の装飾・美術品に適用される。

2. 第1項の規定は、外国籍のユダヤ人には適用されない。

第Ⅴ款

一般規定

第15条

1. ユダヤ営業経営、ユダヤ人の土地、またはその他のユダヤ人の財産部分の譲渡に対する認可は、付帯条件付きで付与され得る。この付帯条件は、取得者によるライヒに益する金銭面での貢献であってもよい。

2. 第1項で述べられた種類の認可は、ユダヤ人譲渡者に、譲渡契約において予定された対価の全部または一部に代えて、ドイツ国の債務証書が分与される、もしくはユダヤ人譲渡者が国債原簿債権に登録されるという条件付でも、付与され得る。

第16条

第Ⅱ款においてユダヤ人に対して定められた規定は、1938年6月14日付国家公民法第三政令（ライヒ官報Ⅰ、627頁）によりユダヤ的と見なされる限り、営業経営ならびに団体、基金、機関、およびその他の非営業経営企業にも適用される。

第17条

1. 第I款および第II款の規定による処分は、第3項における特別の規定を保留として、上級行政官庁が、これを所轄する。上級行政官庁は、任命された代行業者の監督も行なう。

2. どの官庁が本政令のいう上級行政官庁であるかは、1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令第6条により、以下のように定められる。

アンハルトにおいては、アンハルト州政府、経済局、バーデンにおいては、バーデン大蔵・経済大臣、ヴェルテンベルクにおいては、ヴェルテンベルク経済大臣、

オーストリアにおいては、オーストリアのドイツ帝国との再統一担当ライヒ全権委員、または同全権委員より委託された官庁、

ズデーテンドイツ地域においては、県知事が所轄する。

3. 農業関係の財産が問題となる限りにおいて、プロイセンでは州知事(州文化局)が、プロイセン以外の州では上級入植官庁が、上級行政官庁を代替する。林業関係の財産が問題となる限りにおいて、営林官庁が上級行政官庁を代替する。

第18条

1. 地域的に所轄となるのは、

a) 処分が、経営、土地または土地と同様の権利に関わる場合は、その地区に経営または土地が所在する官庁、

b) 処分が、その他の財産部分に関わる場合は、その地区にユダヤ人所有者または処分権保有者の住所または通常の滞在先のある官庁。

2. 不確かな場合は、所轄の官庁は、ライヒ経済大臣によって定められる。

第19条

本政令に基づく処分に対しては、当該者は、処分の公表の2週間以内にライヒ経済大臣に異議の申し立てをすることができる。ライヒ経済大臣の決定は取り消され得ない。

第20条

1. 農業関係の財産が問題となる限り、第18条第2項および第19条の場合においては、ライヒ経済大臣の代わりにライヒ食糧農業大臣が、林業関係の財産が問題となる限りにおいて、ライヒ営林署長が代替する。

2. 農産物取引および農産物加工業の経営が問題となる限りにおいて(1934年2月16日付全国食糧身分の暫定的構築に関する第三政令第1条のいう全国食糧身分商業、全国食糧身分鉱業、全国食糧身分手

工業——ライヒ官報I、100頁——および補遺)、ライヒ経済大臣が、第18条第2項および第19条により、ライヒ食糧農業大臣の了解の上で、1938年2月28日付林業・製材加工業および分配業経営の設立、引継ぎならびに拡張に関する政令のいう林業・製材業の加工業および分配業経営が問題となる限りにおいて、ライヒ営林署長の了解の上で決定を下す。

第21条

1. 外国籍のユダヤ人に関わる上級行政官庁の処分は、ライヒ経済大臣の同意を得た上でのみ発令されたい。

2. 同様のことは、第17条第3項であげられた官庁による処分、外国籍のユダヤ人が関係するものについても妥当する。この場合、必要な同意は、ライヒ食糧農業大臣、またはライヒ経済大臣の了解を得た上で、ライヒ営林署長が、これを与える。

第22条

本政令の規定が、ズデーテンドイツ地域において直接適用され得ない限りにおいて、その趣旨を酌んで適用すること。

第23条

1. 第4条、第6条第3項、第8条、第11条第1項、2項、第12条および第14条の規定に違背する者は、1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令(ライヒ官報I、414頁)第8条により、処罰される。

2. 本規定により、第4条または第6条第3項の規定に反して処分される財産価値を故意に取得した者も、処罰される。

第24条

本政令は、布告日をもって発効する。

ベルリン、1938年12月3日

ライヒ経済大臣

ヴァルター・フンク

ライヒ内務大臣

ヴィルヘルム・フリック

(20) 四カ年計画総監命令：「秘」(1938年12月10日)

Der Beauftragte für den Vierjahresplan.

An die obersten Reichsbehörden usw.: Geheim

四カ年計画総監 「秘」

宛先

ライヒ最高官庁、
 党および党所属団体の組織の長ならびに指導者
 大管区指導者、
 国家地方長官、
 州政府、
 州長官ならびに県知事、
 ライヒ全権委員 ザールラント担当、
 オーストリアのドイツ帝国との再統一担当
 ズデーテンドイツ地域担当。

伝達！
 国民社会主義ドイツ労働者党全国指導者

総統代理との了解の上で、本官は以下のことを命令する：

I.

(1) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除は国家の課題である。ゆえにその責を負うのは唯一、このために明確に規定された官庁および部署である。

(2) これまで、この目的のために特別の組織が作られている限りにおいて、それらはライヒ経済大臣の認可を要し、もしくはそれらを廃止しなければならない。

II.

ユダヤ経営ならびにユダヤ人所有に由来するその他の財産価値の引継ぎは、もっぱら、厳格な法的基礎の上で、その目的のために発令された諸規定に則して行なわなければならない。これに違背して1938年11月1日以降に行なわれた取引は、無効とされる。

III.

ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除の利益は、もっぱらライヒに帰属する。よって、ユダヤ経営またはユダヤ人所有に由来するその他の財産価値の移行から不当な利益を得た個人ならびに部署からは、ライヒに益する調整税が徴収され得る。

ベルリン、1938年12月10日。
 四カ年計画総監
 ゲーリング〔自署〕
 元帥

(22) 四カ年計画総監命令 (1938年12月14日)
 Ministerpräsident General-
 feldmarschall Göring.

Beauftragter für den Vierjahresplan.
 St. M. Bev. 8772.
 An die obersten Reichsbehörden

ベルリン、1938年12月14日
 首相 元帥
 ゲーリング
 四カ年計画総監
 St. M. Bev. 8772

ライヒ最高官庁宛

全経済に極めて強く抵触するユダヤ人問題の処遇における、必要な統一性を確保するため、本官は、ユダヤ人問題に抵触する全ての政令およびその他の重要な指令を、発令の前に本官に送付し、本官の了解を得るよう要請する。貴台の職務領域に属する全ての部署および官庁に、ユダヤ人問題におけるあらゆる独自の行動を中止するよう、伝達されたい。

署名 ゲーリング

(23) ライヒ経済大臣回覧通達 (速達)
「百貨店の脱ユダヤ化」 III Jd. 1/9562/38
 (1938年12月14日)

Der Reichswirtschaftsminister. Schnellbrief.
 Betr.: Genehmigung der Entjudung
 von Warenhäusern, Kaufhäusern usw.
 III Jd. 1/9562/38 vom 14. Dezember 1938

ライヒ経済大臣 ベルリン、1938年12月14日
III Jd. 1/9562/38

速達！

要件：百貨店、デパートその他の脱ユダヤ化の認可

すでに個々の場合について判定を下してきたように、ドイツ経済の脱ユダヤ化のための措置は、百貨店問題そのものを解決、またはその解決に着手するために利用することはできない。百貨店問題は、本官によって中央から処理される。

ゆえに、その際尊重すべき視点を考慮して、本官は、旧ユダヤ百貨店、デパート、安売り店、または特別の価格設定を特徴とする商店に関する決定を、1938年4月26日付四カ年計画総監の指令——ライヒ官報 I、415頁——、1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令——ライヒ官報 I、1580頁——、または1938年12月3日付ユダヤ人財産の活用に関する政令——ライヒ官報 I、1709頁——に基づいて、なお下さなければならない

ない全ての場合において、関係書類を添付の上、本官に折り返し報告するよう要請する。

本官は、個々の場合において自ら決定する権限を保留する。すでに下された決定に関して、要約の上、本官に4週間以内に簡単に報告されたい。

委託を受けて

署名 クリューガ
県知事宛 敬称略

(24) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除
のための政令の遂行のための第二政令
(1938年12月14日、ライヒ官報 I、1902頁)
Zweite Verordnung zur Durchführung
der Verordnung zur Ausschaltung
der Juden aus dem deutschen Wirtschafts-
leben vom 14. Dezember 1938

1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令——ライヒ官報 I、1580頁——第4条に基づき、命令される：

第1条

企業家がユダヤ人である経営において、ライヒ労働管理官は、1934年1月20日付国民労働秩序法(AOG)(ライヒ官報 I、45頁)ならびに1934年3月23日付公共行政ならびに経営における労働秩序法(AOGÖ)(ライヒ官報 I、220頁)の意味における、国家公民権取得の血液上の前提を満たす経営指導者を任命しなければならない。ライヒ労働管理官は、経営指導者と企業家との間の法関係の構築に関する規定を設けることができる。

第1条により任命された経営指導者が、客観的もしくは人物的に不適格であることが判明すれば、ライヒ労働管理官は、この経営指導者を解任できる。

第2条

(1)第1条の規定は、AOG〔国民労働秩序法〕第3条による、法人および総体人 Personengesamtheiten の法的代表者として、経営指導者であるユダヤ人にも適用される。

(2)ライヒ労働管理官は、ユダヤ人と並んで他の人物が法的代表者として経営指導者となっており、これにより、経営の整然とした社会政策的指導が保証されている場合には、経営指導者の任命を見送ってもよい。

第3条

ユダヤ人は1939年1月1日以降、経営指導者代理た

り得ない。

第4条

経営内に、本政令第1条および第2条の前提が存在する場合には、企業家はそのことをライヒ労働管理官に遅滞なく届け出なければならない。

第5条

本政令の遂行により生じた人的または経済的損失に対する補償はなされない。本政令に基づいて講じられたライヒ労働管理官の措置は、ライヒの責任を設定するものではない。

第6条

ライヒ労働管理官は、本政令の規定についての例外を認めることができる。

ベルリン、1938年12月14日。

ライヒ経済大臣

代理として プリンクマン

ライヒ労働大臣

代理として Dr. クローン

ライヒ内務大臣

代理として プフントナー

(25) ユダヤ人財産の活用に関する
政令の遂行のための政令
(1939年1月16日：ライヒ官報 I、37頁)

Verordnung zur Durchführung der
Verordnung über den Einsatz des jüdischen
Vermögens vom 16. Januar 1939

1938年11月24日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく第二指令(ライヒ官報 I、1668頁)第1条により、1938年12月3日付ユダヤ人財産の活用に関する政令(ライヒ官報 I、1709頁)の遂行のため、以下のことが命令される：

第I款

第1条

(1)ユダヤ人財産の活用のための政令第8条による土地取引の認可、ならびに土地および土地と同様な権利に関連する、同政令第6条による処分については、ベルリンでは警察長官に代わって帝国首都ベルリン市長が、上級行政官庁(ユダヤ人財産の活用に関する政令第17条第1項および第2項)として管轄する。

(2)その他の点では、ベルリン警察長官の管轄に変更はない。警察長官は、経営地所が営業経営(1938

年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令第1条——ライヒ官報Ⅰ、415頁——と一緒に譲渡される限りにおいて、ユダヤ人財産の活用に関する政令第8条による土地取引ならびに第6条による処分の認可についても所轄する。

第2条

- (1)上級行政官庁（ユダヤ人財産の活用に関する政令第17条第1項および第2項）は、ライヒ経済大臣の同意を得て、政令第8条によるその所轄を、下位の官庁に委譲することができる。委譲は、上級行政官庁の公報において公表されなければならない。
- (2)ユダヤ人財産の活用に関する政令第6条による処分は、この場合においても、上級行政官庁によってのみ、発令され得る。

第Ⅱ款

第3条

- (1)ユダヤ人財産の活用に関する政令第14条のいう、金、プラチナおよび〔同政令では「または」〕銀および宝石ならびに真珠製の物品の公共の購入所として、市町村（地方公共団体）によって運営される公共の質屋が指定される。
- (2)ユダヤ人所有に由来するその他の装飾品および美術品で、個々の価格が1000ライヒスマルクを超過するものの取得に関しては、全帝国領域について、ベルリンの文化財公共購入所が管轄する。文化財公共購入所は、ライヒ国民啓蒙宣伝大臣の了承を得た上で、ライヒ経済大臣の指示により設置される。

第4条

第3条第2項における物品で、文化財公共購入所の別の規定のないものは、公の競売によらずに譲渡され得る。

第5条

ライヒ経済大臣は、購入所の業務手順を定める。ただし、文化財の購入が問題となる限りにおいて、ライヒ国民啓蒙宣伝大臣の了解の上で、これを定める。

第Ⅲ款

第6条

ユダヤ人財産の活用に関する政令第Ⅲ款においてユダヤ人を対象として定められた規定は、1938年6月14日付国家公民法第三政令（ライヒ官報Ⅰ、627頁）により、ユダヤ的と見なされる限りにおいて、営業経営でない合名会社、合資会社、ならびに結社 Personenvereinigungen、基金および機関にも適用される。

ベルリン、1939年1月16日

ライヒ経済大臣

代理として プリンクマン

ライヒ内務大臣

代理として プフントナー

ライヒ国民啓蒙宣伝大臣

代理として ハンケ

(26) ユダヤ人財産の活用

ライヒ経済大臣第一遂行指令

III Jd. 1/2082/39 (1939年2月6日)

Einsatz des jüdischen Vermögens.

Erster Durchführungserlaß des Reichswirtschaftsministers vom 6. Februar 1939

ユダヤ人財産の活用。

ライヒ経済大臣の第1遂行指令。同時に、総統代理、ライヒ内務大臣、ライヒ法務大臣、ライヒ大蔵大臣、ライヒ食糧農業大臣、ライヒ営林署長、ライヒ価格形成担当全権委員の名において。

1939年2月6日——III Jd. 1/2082/39.

1938年12月3日付ユダヤ人財産の活用に関する政令——ライヒ官報Ⅰ、1709頁——の遂行のため、以下のことが命令される：

I. 一般

1. 1938年11月24日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく第二指令——ライヒ官報Ⅰ、1668頁——により、四カ年計画総監はライヒ経済大臣に、ライヒ内務大臣ならびに他の関係ライヒ大臣の了解のもとで、ユダヤ人財産のドイツ経済の利益に沿った活用を保証するために必要となる措置を講じる権限を付与した。この権限付与に基づいて、1938年12月3日付ユダヤ人財産の活用に関する政令および1939年1月16日付遂行令——ライヒ官報Ⅰ、37頁——が発令された。1938年12月3日付の政令は、ドイツ経済の脱ユダヤ化に関する従来の規定を決定的に補完し、この問題について包括的な法的基礎を作り出した。

脱ユダヤ化の遂行については、四カ年計画総監の明確な指令と軌を一にして、まず、すべての脱ユダヤ化の遂行が、所轄官庁の事項であるということが基本的に確認されなければならない。党部署の関与は、総統代理の了解のもとで、ナチ党大管区指導者たちの鑑定意見を幅広く聴取することにより、確保されることになる。だが、決定〔権限〕と責任は、もっぱら国家の官庁にある。

経済の脱ユダヤ化関連法令の施行は、行政官庁に一時的に非常な要求を突きつけることになる。しかし、関連法規の施行を任された諸官庁が、課せられた任務の、重大な政治的ならびに経済的意義に相応して総力を挙げ、脱ユダヤ化の可及的速やかな、目的にかなった、そして全ての点で申し分ない遂行を保証することが期待されなければならない。

2. ユダヤ人財産の活用に関する政令は、従来の法状況に比して、とりわけ次のような重要な改新をもたらした。すなわち、脱ユダヤ化は、営業経営においても、ユダヤ人所有の土地ならびにその他の重要な財産価値においても、強制的に遂行され得る、ということである。同政令において、行政官庁に対してこうした観点で付与された全権は、余すところのないものである。いかなる規模、速さでこれらの全権が行使されるかは、四カ年計画総監の指示に対応して本官によってその都度出される指令にしたがうことになる。

これに関して本官は、農林業用地に対する特別規定を留保の上、1938年12月3日付政令第1条以下および第6条による強制措置の適用は、さしあたり営業経営およびそれに付属する経営地所の脱ユダヤ化のみに限定するよう命ずる。1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除に関する〔ママ：正しくは“zur”〕政令——ライヒ官報 I、1580 頁——により、ユダヤ人はすべての小売店、独立手工業ならびに市場流通からすでに全面的に排除されたので、1938年12月3日付の政令によって付与された全権により、所轄の党部署と話し合いの上、ユダヤ人の決定的な人的または資金的関与のために、1938年6月14日付国家公民法第三政令——ライヒ官報 I、627 頁——の規定により今日なおユダヤ営業経営と見なされる卸売業ならびに工業経営が、国民経済的に分別あるやり方で脱ユダヤ化されるようにすることは、いまや上級行政官庁の責務である。先の国家公民法第三政令の規定でユダヤ営業経営と見なせないような〔ユダヤ人の〕少数関与がある営業経営の強制的脱ユダヤ化、ならびに、とくにユダヤ人による株式その他の有価証券の分散所有の強制的譲渡は、当面、これを見合わせることに。

同様に、農林業に使用されていない土地の強制的な全面的脱ユダヤ化は、四カ年計画総監の明確な命令により、現段階ではまだ着手してはならない。この課題の遂行は、営業経済の脱ユダヤ化が一定の収束をみた段階で、直ちに中央から指令されることになる。ゆえに、土地流通分野における上級行政官庁の管轄は、さしあたり基本的に自由意志による譲渡取引に限定される。これについての例外は、個々の特別な場合においてのみ問題となる。すなわち、やむを得ない事由により、政令第6条による措置が、

例えば官庁や党部署の緊急の土地需要を満たすといった公共の利益において必要となる場合がそうである。だが、かかる措置については、直ちに本官の事前の同意を得なければならない。

農林業用地の脱ユダヤ化については、ライヒ食糧農業大臣ならびにライヒ官林署長 Reichsforstmeister の特別な指令が適用される。

3. 営業経済のさらなる脱ユダヤ化にあたっては、ある営業経営が国家公民法第三政令によりユダヤ経営と見なされるか否かという点について明確な決定を下す必要性があるので、ユダヤ営業経営の公式なリストの作成が、それがまだ完了していない限りにおいて、今後とも強力に進められなければならない。処理済みの脱ユダヤ化に関するリストも、注意深く最新の状態に保っておかねばならない。1938年7月6日付営業法改正法——ライヒ官報 I、823 頁——および1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除に関する〔ママ：正しくは“zur”〕政令——ライヒ官報 I、1580 頁——に基づいて閉鎖されたユダヤ営業経営は、リストから速やかに削除されたい。

4. 脱ユダヤ化は基本的に、ユダヤ人福祉施設（病院、保育園、老人ホーム、精神病院、盲人施設その他）または、もっぱらユダヤ人の国外移住を促進するような施設や企業（職業訓練所、社会階層変更施設その他）においては、問題とはならない。福祉施設に関しては、1938年11月19日付ユダヤ人公福令 Verordnung über die öffentliche Fürsorge für Juden——ライヒ官報 I、1649 頁——により、援助を必要とするユダヤ人の支援は、基本的に民間のユダヤ人福祉事業に委ねられた、ということに留意しなければならない。国外移住促進のための施設については、ドイツからのユダヤ人の国外移住が、ユダヤ人総体に対する国民社会主義国家の最良の防衛措置の目標たるべきことが確認されなければならない。ゆえに、国外移住の促進はいかなるものであれ歓迎される。この理由により、営業経営または地所のユダヤ人譲渡者が近々国外移住を計画している全ての場合においても、付随手続きをとりわけ迅速に処理することが必要である。

II. 営業経営の脱ユダヤ化

1. 営業経営の脱ユダヤ化の認可に関しては、1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく指令——ライヒ官報 I、415 頁——ならびにこれについて出された、実体的および手続き上の規定が、全面的に適用される。営業経営の脱ユダヤ化は、今後とも通常の場合、ユダヤ人所有者と取得者との間で譲渡契約が結ばれ、これが上級行政官

庁に認可申請される、というやり方で行なわれるようにされたい。しかし〔ユダヤ人財産活用〕政令第15条によって従来の規定が大幅に補完され、譲渡法律行為の認可は一般に、必要と思われる付帯条件付きで付与され得ることが明確にされた。この付帯条件は、事情によっては、取得者が国家に調整支払いをすること（第Ⅳ部を参照）でもよい。付帯条件付きで認可が与えられた場合、申請者は、認可拒否の場合と同様、これに異議の申し立てをすることができる。同じく申請者は、予期せぬ付帯条件が付けられたことを斟酌の上、申請を取り下げることできる。

2. ユダヤ人所有者が譲渡を拒否するか、あるいは、ユダヤ人所有者との交渉が、所在地不明その他の理由により不可能なために、自由意志による譲渡が成立しない場合において、当該経営の非ユダヤ人所有への移行が国民経済的に望ましく思われるときは、営業経営の所有者に譲渡を勧告する第1条の可能性を適用しなければならない。当該経営の営業継続が、一般的国民経済的理由から望ましくない場合は、同様に、第1条による強制的清算が執行され得る。外国のユダヤ人が関与している経営については、1938年12月3日付政令第21条の、すべての強制処分には本官の事前の同意を得なければならない、という規定を参照されたい。

第1条による譲渡勧告に基づいて譲渡申請が出された場合、契約の認可には従来の一般の方針が適用される。ユダヤ人所有者が譲渡勧告にしたがわないときは、譲渡全権を有する代行業者 *Treuhänder* が任命され得る。経営の単なる暫定的営業継続を目的とした代行業者の任命は、譲渡勧告と同時に進行されることもある。

ある営業経営が、ユダヤ人の決定的な関与権のゆえにユダヤ経営と見なされる、もしくは、そうした関与を考慮して経営の非ユダヤ的性格が疑いの余地なく確認され得ない場合は、必要があれば、そうした関与権も、政令第6条のいう「その他の財産部分」として、当該営業経営の脱ユダヤ化の目的のために、強制的に譲渡され得る。

3. 経営の暫定的継続経営のための代行業者としては、その目的に適うように、当該経営の状況に精通し、そこですでに責任あるポストに就いている人物が任命されなければならない。そしてこの人物が、移行期間における当該経営の整然とした営業を保証する。譲渡または清算の全権を有する代行業者としては、基本的に、当該経営から独立した人物が任命されなければならない。この人物が、売却交渉に際して、当該経営の利益も一般的国民経済的利益も考慮することを保証する。比較的大きな経営の譲渡または清算のためには、公認会計士、宣誓済みの簿記

監査士 *Bücherrevisor*、または専門的ならびに商人として特別の準備教育を受けたその他の人物が任命されなければならない。ユダヤ経営の引継ぎ申請者本人は、基本的に代行業者に任命されてはならない。

代行業者として任命されるべき人物については、その必要がある場合には、所轄の商工会議所の推薦を取り付けなければならない。

代行業者には、上級行政官庁によるその任命に際して、序正しく慎重な業務の遂行が義務づけられなければならない。代行業者は上級行政官庁の監督下で業務を執り行ない、上級行政官庁はいつでも代行業者を解任できる。上級行政官庁は、〔代行業者の〕任命時または代行業者の活動の終了後、代行業者への報酬ならびに代行業者に弁済すべき出費額を定める。

任命にあたっては、代行業者に、当該経営の継続営業に関して、あるいは譲渡または清算交渉の状況について、上級行政官庁に定期的に報告するよう命じること。

4. 譲渡または清算の強制命令にも、付帯条件が付けられることがある。内容に関しては、上級行政官庁は、かかる付帯条件の選択を制約されない。付帯条件は、国民経済的に必要と思われる場合には、所有者に、特定の取得者または一定の条件での譲渡が義務づけられることであってもよい。通常は営業経営の所有者に、譲渡強制勧告の場合でも、まず自ら適切な引継ぎ者との譲渡契約を締結する可能性が与えられなければならない。

〔譲渡〕強制勧告に基づき、ユダヤ人所有者または代行業者によって締結されたすべての〔譲渡〕契約は、上級行政官庁の認可を要する。

5. 農林業財産の脱ユダヤ化の遂行は、政令第17条第3項により、上級入植官庁および上級営林官庁に委ねられる。1938年4月26日付〔ユダヤ人財産の申告に関する政令に基づく〕指令——ライヒ官報Ⅰ、415頁——第1条による、農林業経営の譲渡のための上級行政官庁による認可は、もはや考慮されない（政令第9条第2項参照）。

しかし、農産物取引ならびに農産物加工業者の経営（1934年2月16日付全国食糧身分の暫定的構築に関する政令第1条——ライヒ官報Ⅰ、100頁——のいう全国食糧身分商業、全国食糧身分工業、全国食糧身分手工業）の譲渡認可に対する上級行政官庁の所轄権限は、従来通りの範囲で存続する。同様に上級行政官庁は、第1条または第6条による強制命令権限を有する。これらすべての場合において、および代行業者の任命、解任、監督に際して、ならびに当該経営に関するその他の措置において、所轄の州農民指導者が関与すること。

同様のことは、森林・木材産業の加工および

供給経営について、これらの場合には上級営林官庁が関与しなければならないという条件で、妥当する。ただしその際、1938年2月28日付森林・木材産業の加工・供給経営の設立、引継ぎならびに拡張に関する政令——ライヒ官報I、231頁——により、それらの企業の設立、引継ぎおよび拡張のためには、ライヒ営林署長の特別の認可が必要であることに注意すること。この認可は、1938年4月26日付指令もしくはユダヤ人財産活用政令第8条によっては代替されない。ゆえに本官は、相互に矛盾する決定を回避するため、かかる場合においては、ライヒ営林署長が上記政令によりその取得に同意したことが確定したのを待って認可を与えるよう、要請する。

6. 営業経済の脱ユダヤ化との関連では、重要な特許ならびにその他の営業上の保護権が非ユダヤ人の所有に移されるということも、重視されなければならない。必要な場合には、政令第6条による強制的移譲も行なわれなければならない。

7. 営業経営の脱ユダヤ化の認可にあたって、株式その他の有価証券の移譲に関する規定もなされ得る限りにおいて、政令第12条による特別の認可は必要ではない。なお本官は、この認可〔権〕を経済集団銀行業に委譲している。

8. 認可申請の受理は、ユダヤ人譲渡者を所轄する税務署ならびに管轄の外国為替管理局にその都度、遅滞なく書式に則って手短かに伝えられなければならない。これらの部署が、場合によっては適切な保安措置を講じられるようにするためである。同様にこの二つの部署には、認可の回答の写しが送付されなければならない。

Ⅲ. 土地の脱ユダヤ化

1. 土地の脱ユダヤ化に関して、1938年12月3日付〔ユダヤ人財産の活用に関する〕政令は、ふたつの重要な改訂をもたらした：第7条において、ユダヤ人による土地、土地と同様な諸権利（地上権、鉱業権その他）の取得およびユダヤ人の不動産物権（抵当権、土地債務など）の一般的禁止、ならびに第8条において、ユダヤ人による土地および土地と同様な諸権利の処分に対する認可の強制。

第7条によれば、ユダヤ人に益する、土地に対するいかなる物権の新規設定も禁止される。したがってこの法的禁止に該当するのは、とりわけユダヤ人譲渡者に益する、残金額抵当権〔*〕もしくは居住権の登記である。また、譲渡担保〔**〕の基礎をなす信用貸契約失効後の、譲渡された物権の保全を目的としたユダヤ人による再取得も、第7条により禁止される。

〔* 土地の売買の場合に代金の一部のみが支払われ、その残額を担保するために設定された抵当権をいう。山田晟、前掲書。〕

〔** 債権担保のために自己の有する所有権その他の権利を債権者に譲渡し、債権を弁済すれば所有権等の返還を受けるが、債務者が弁済しないときには債権者は所有権等を換価して弁済を受ける（または所有権を確定的に取得し得る）という合意をいう。山田晟、前掲書。〕

第8条により、土地および土地と同様な諸権利に対するすべての処分は認可が義務づけられる。しかし第7条とは対照的に、土地に対する諸権利（抵当権、土地債務など）に対する処分はその限りではない。つまり認可が義務づけられるのは、第8条によれば、土地に対する処分としての、抵当権、土地債券その他の土地への登記である。認可義務がないのは、不動産担保権〔*〕の譲渡、抵当条件の補完または変更（満期支払抵当から漸次償却抵当への変更など）、もしくは支払い満了後の抵当権の抹消である。

〔* 抵当権、土地債務、定期土地債務を総称したものをいう。〕

2. 1938年12月3日付政令第8条により認可が義務づけられるのは、政令の発効時点（1938年12月5日）において、まだ最終的に完了していなかった、ユダヤ人による土地および土地と同様な諸権利に対するすべての処分である。これは、当該の権利変更が政令の発効日（1938年12月5日）において、まだ土地登記簿に登記されていなかったすべての場合に適用され得る。

3. 農林業用地が問題となる限りにおいて、上級行政官庁の所轄権限は、上級入植官庁および上級営林官庁に委譲される。（政令第17条第3項）。

4. ユダヤ営業経営の譲渡の際に、当該経営に利用されている土地または土地と同様な諸権利も移譲される限り、営業経営の脱ユダヤ化の認可は、常に土地譲渡の認可も含む。しかし上級行政官庁の処分においては、1938年12月3日付政令第8条が、この場合においても、とくに引き合いに出されなければならない。

5. 第8条による処分の認可は、価格監視を所轄する部署の了解を得た上で、上級行政官庁によって（ベルリンにおいては、1939年1月16日付遂行令第1条——ライヒ官報I、37頁——により、価格形成部署の了解を得た上で、帝国首都市長によって）、与えられなければならない。同様に、住宅団地法、および1937年8月17日付帝国国境の保全ならびに行

政措置に関する第一遂行令——ライヒ官報 I、905 頁——により管轄となる部署または専門担当官が、事情によっては、上級行政官庁で処理手続きに関与させられなければならない。

一般に、譲渡された土地の評価に関して、まず最初に、価格監視および価格形成の遂行を委託されている下位の行政官庁（郡長、上級市長）の鑑定意見を聞くことが必要になる。

6. これまで土地の価格形成分野で成果を挙げってきた、特に適任の専門担当官を擁する比較的規模の大きな下位官庁が存在する場合、政令第 8 条による上級行政官庁の所轄権限を、下位の官庁に委譲すること（1939 年 1 月 16 日付遂行令第 2 条——ライヒ官報 I、37 頁参照——）が適切となる。この権限委譲は、すべての場合に本官の認可を要する。しかし、上級行政官庁の所轄権限の地区下位官庁への一般的な委譲は、問題とはならない。

7. 土地取引の認可にあたっては、次のことが前提とされなければならない。すなわち、土地の脱ユダヤ化に際しては、営業経済の脱ユダヤ化の場合と同様、個々の私的な取得希望者が不当に私腹を肥やしたり、ユダヤ人財産が全くの無価値にされたりすることがないようにする、ということである。また、のちの国外移住の費用を賄うため、ユダヤ人の手元に一定額の現金が残るようにすることにも注意が払われなければならない。他方ユダヤ人譲渡者は、売却代金を、公私の負債の返済ならびに生活費の支弁のために幅広く用いなければならないであろう。そうでない場合、生活費は最終的に公的扶助が負担することにならざるを得まい。ゆえに、譲渡契約は基本的に、購入価格がある程度流通価格の範囲に収まっている場合にのみ、認可されなければならない。流通価格は、土地の場合、常に統一価格を下回ることはないであろう。例外はいわゆる建設用地で生じ得る。他方流通価格は、個々のケースの状況にもよるが、統一価格をかなり上回ることもあり得る。〔購入〕価格が統一価格の範囲を相当逸脱する譲渡契約が提示された場合、認可は、購入価格と適切な流通価格との差額が調整支払いとして国家に支払われるという付帯条件付でのみ、与えられなければならない（第 IV 部）。

8. 取得者の人物に関しては、すべての土地取引の認可に際して、国民経済的に望ましくない土地投機が助長されないよう注意すること。存在しているかもしれない一般的な需要（官庁や党部署の用地需要など）に配慮されなければならない。従来の住宅用地を商用地または事務所用地へ転用することが取得者によって意図されている場合、取得者には、存在しているかもしれない市町村当局の特別な認可義務が、指摘されなければならない。

物件として保証された債権救済のための土地取得に対する実質債権者の希望は、大幅に考慮されなければならない。このことは、とりわけ強制競売における付け値の認可に対する申請にも妥当する。なお強制競売は、特段の理由なく、特定の取得者の有利になるように拒否されてはならない。

強制競売における付け値の申し出の認可に際しては、取得価格について適切な価格帯を設定し、その中で値が付けられるようにすることが当を得ている。政令第 8 条第 4 項による認可は、担保証券発行機関、貯蓄金庫、ならびにライヒまたは国家の監督のもとにある類似の金融機関による付け値にあっては、その付け値が、発行された抵当権を規定の担保貸付限度額内で買い受けるという目的に適う限り、それ以上の手続きなしに与えられなければならない。同様のことは、強制競売法第 81 条第 2 項および第 3 項の場合、最高価格を申し込んだ機関としての他者によって落札されるときにも妥当する。

9. 支払いに代えて、ユダヤ人財産公課〔税〕Judenvermögensabgabe の対価として受領されるユダヤ人の土地が、ライヒ財産に移管されることを了解した旨を、本官はライヒ大蔵大臣に一般的に表明した。この場合、ならびに〔ユダヤ人〕財産公課の対価としてライヒに益する保全抵当〔*〕の登記に際しては、所轄の税務署に、政令第 8 条により必要とされる認可が、それ以上の手続きなしに与えられなければならない。

〔* 流通抵当に対する言葉。被担保債権の証明に土地登記簿を援用することしかできず、債権は債券証書によるなど、登記以外の方法で証明しなければならない。また、抵当債券の権利は債権によってのみ定まるから、被担保債権の不成立・消滅の場合には債権および抵当権の譲受人は抵当権を取得することができず、この点流通抵当と異なっている。山田晟、前掲書。〕

10. 税務署および外国為替局の通達に関しては、第 II 款第 8 条の指令が相応に適用される。

11. 第 10 条による先買権〔*〕が問題となる場合で、申込者が、先買権を有する者が決定を下したという事実を証明済みでないのであれば、先買権を有する者には、提出された申込が土地の正確な記載事項とともに遅滞なく通知されなければならない。

第 10 条による先買権は、もっぱら法律行為上の処分においてのみ適用され、強制競売による譲渡には適用されない。

〔* 先買権を有する者は、売主と買主との間に売買が

成立したときは、売主に対する先買権行使の意思表示により、売主と買主との間に成立した売買契約を、売主と自分との間に成立したものと見なすことができる。山田晟、前掲書。]

IV. 脱ユダヤ化不当利得の把握

政令第15条第1項によれば、ユダヤ営業経営およびユダヤ人の土地の譲渡に対する認可は、付帯条件付で与えることができ、これは取得者によるライヒに益する金銭給付であってもよい。

1. 営業経営においては、ドイツ経済におけるユダヤ人の抑圧措置によって、ユダヤ人所有のそれらの経営の価値は著しく減じた。ユダヤ人譲渡者に、経営の現時点での価値を超える額を支払う理由はない。他方では、多くの場合、この経営が非ユダヤ人の所有へ移行された後、常に売上げのかなりの増加をみ、これによってその価値が著しく高まる、ということも確かである。なるほど、全経済的な理由から、取得者のためにユダヤ企業の購入に対する一定の刺激が維持されるようにすべきである。また、評価にあたっては、ユダヤ営業経営の取得者が、最初、商売が軌道に乗るまでの一定の困難を計算に入れる必要があることも、多くの場合考慮されなければならない。しかしながらその他の点では、経済の脱ユダヤ化から生じた利得は、基本的に国家に流入するようにすべきである。ゆえに、経営の現時点における価格に相応してユダヤ人の元所有者に支払われた購入価格と、適切な非ユダヤ人企業家の所有する同経営の流通価格との間にかかなりの開きがある場合には、政令第16条第1項による認可は、取得者がライヒに益する調整支払いをするという付帯条件のもとでのみ、与えられなければならない。この調整公課は、営業経営の場合、一般に、付加価値（購入価格と、移行後の流通価値との差）の70%にすべきである。

〔調整公課額の〕確定は、上級行政官庁が認可決定の中で行なう。特別の理由により、調整公課に関する最終決定が同時に出せないまま、直ちに認可が与えられなければならない場合は、最終的確定は例外的に保留され得る。だがその際、申込者には、公課の最高額がどの程度になるのか、もしくは、どのような基本原則にしたがってそれが計算されるのかが伝えられなければならない。

調整公課の評価、ならびにその徴収および最高額の問題については、とくに商工会議所が、認可申請に対する態度表明の際に詳細な鑑定意見を述べる。例えば純財産5万マルク以上、または年間売上30万マルク以上の比較的規模の大きな経営の場合には、商工会議所はその態度表明を、公認会計士

の鑑定に基づかせなければならない。〔問題となる経営が〕単純な業種で経済的意義が比較的少ない場合は、公的に宣誓した帳簿審査士の鑑定が要求されてもよい。費用は申込者が負担する。

調整支払いの徴収および算定は、もっぱら客観的な視点で、取得者の人物を考慮することなくこれを行なわなければならない。

2. 同様に、土地取引の認可の際も、購入価格と妥当な流通価格の間にかかなりの開きがある場合には、調整支払いを課する可能性が活用されなければならない。差額は満額まで適用しても差し支えない。

3. 調整公課の納付に対しては、適切な場合には最長6ヶ月まで、特別の場合には最長1年までの期間で賦払いが認められ得る。

4. ライヒに益して徴収された調整支払いは、取得者および物件名を記載の上、ベルリンのライヒ中央金庫の特別保管口座「調整支払い」の貸方に遅滞なく記入すること。このことは、これまでに国家官庁により徴収され、保管されている全ての金額についても妥当する。

国家の認可官庁以外の官庁に対する同種の調整支払いは許されない。

V. 脱ユダヤ化手続きへの党部署の関与

1938年4月26日付四カ年計画総監の指令第1条による党部署の認可手続きへの関与は、変更なしに1938年7月5日付回覧通達——ⅢJd. 2818/38——の規定に従う。この規定により、認可付与の前に、国民社会主義ドイツ労働者党大管区指導者の意見が求められなければならない。同様に今後は、ユダヤ人財産の活用に関する政令第8条による認可付与の前、ならびにユダヤ経営、ユダヤ人の土地、またはその他のユダヤ人の財産部分の譲渡に対する強制命令の発令前に、その管区内に問題となる土地、経営もしくは問題となる財産部分がある国民社会主義ドイツ労働者党大管区指導者の意見が求められなければならない。

代行業者が、政令第2条または第6条第3項により、もっぱら経営の暫定的営業継続、もしくは土地その他の財産部分の暫定的管理のために任命される場合で、緊急の理由、とりわけ当該経営の危機のために、即時に任命が行われなければならないときは、事前の大管区指導者の意見聴取は見合わせてもよい。しかし、事後的に了解を取り付けること。

大管区指導者の意見聴取は、ライヒ、州、もしくは国民社会主義ドイツ労働者党が取得者として関与している土地取引の認可の場合は、必要ない。

手続きの迅速化のため、総代理の了解のもと次のことが指令される。すなわち、大管区指導者

の意見聴取は一般に、2週間以内に意見表明がされないときは了解と見なされる旨を指摘した上で行なわれてもよい。関係諸部署には、可能な限り短期間での意見の一致を見られたい。

宛先

- a) プロイセン知事ならびにベルリン警察長官、
- b) プロイセン以外の州政府、
- c) 帝国首都ベルリン市長、
- d) オーストリア国家地方長官（州政府）、ウィーン、
- e) ズデーテンドイツ地方担当ライヒ全権委員、ライヒェンベルク、
- f) ライヒ経済院、ベルリン。

(28) 国民社会主義ドイツ労働者党

総統代理 指令第 43/39 号 (1939 年 2 月 25 日)

Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei
Der Stellvertreter des Führers
Anordnung Nr. 43/39 vom 25. Februar 1939

写し

国民社会主義ドイツ労働者党
総統代理

ミュンヘン 33、1939 年 2 月 25 日
ブラウン・ハウス
III/07-Ad
1010/6/4

指令第 43/39 号

本官の指令および回状第 89/38, 203/38, 208/38 号の追加として、ユダヤ人財産の活用に関する政令についての、ライヒ経済大臣閣下の遂行指令を同送するので、ご閲覧願いたい。本遂行指令は、本官との了解の上で仕上げられたものである。

問題を明確にするため、この関連において今一度、以下の点を指摘しておく：

1. ドイツ経済の脱ユダヤ化は、もっぱら、四カ年計画総監およびライヒ経済財大臣が発令する法的指令に則って行なわれる。党部署のあらゆる特別行動および特別指令は厳に禁じられる（本官の回状第 20/38 号を参照）。
2. したがって、仲介者としてユダヤ人譲渡者とドイツ人取得者の間に介入し、取得者の法外な利

益を吸い上げようとする代行ないし受皿会社は、許可されない。すでに存在しているこの種の会社は解散される（法外な利益の掌握を目的として。本指令第 7 項を参照）。その他については、本官の指令第 2/39 号仮綴を参照のこと。

3. 百貨店およびデパートならびに安売り店に対する措置は、脱ユダヤ化との関連で講じてはならない。賃上げの禁止、およびこれと必然的に結びついた労働者の購買力維持に対する配慮を斟酌して、この問題は当面見合わせなければならない。それらは、しかるべき機会に取り上げられることになる。
4. ドイツ経済の脱ユダヤ化は、現行法の規定に基づき、以下の手続きにより遂行されなければならない：
通常の場合は、ユダヤ人による、公の競売によらないドイツ民族同胞への財産対象物の譲渡である。ユダヤ人譲渡者はドイツ人取得者と私法上の契約を締結し、この契約が、認可取得のために国家の認可官庁に提出されなければならない。認可官庁は所轄の大管区指導者と連絡をとり、[契約において] 予定された規定に対する態度表明を求める（これについては、本官の指令第 89/38 号を参照のこと）。
5. 引き続き、ユダヤ人には財産を譲渡することを強制できる。ここでも、譲渡はさしあたり、公の競売によらないことを基本に行なわれるべきである。ユダヤ人は、国家の認可官庁から、その財産または財産の一定部分を、定められた期限内にドイツ民族同胞に譲渡することが催告される。ユダヤ人がこの催告に応じる場合は、手続きは第 4 項で述べられた規定にしたがって行なわれる。ユダヤ人が期限内に譲渡しない場合は、認可官庁は代行業者 Treuhänder を任命することができ、この代行業者がユダヤ人に代わり、譲渡および清算を行なう。代行業者による譲渡にも、一般的規定（第 4 項参照）が適用される。
6. 国民社会主義ドイツ労働者党、その組織および付属団体が用地不足問題を抱え、ユダヤ人の土地を業務用に取得したいと考えている限りにおいて、所轄の認可官庁と連絡をとることが推奨される。所轄の認可官庁には、ライヒ経済大臣閣下の同封の回覧通達において、こうした希望に幅広く配慮するよう指示がなされている。強制的な譲渡の場合は、ライヒ経済大臣閣下は、

同様に回覧通達で述べられているように、認可を自身で保留する（同封の回覧通達第 I 款、第 2 条、第 3 項、ならびに第 III 款第 8 条を参照のこと）。

7. とりわけ重要なのは 1938 年 12 月 3 日付の規定である。これによれば、認可官庁は、あらゆる種類の付帯条件を付けて契約を認可できる。この規定の存在により個人の法外な利益は吸収され、必要とされる全体の要求が実現され得る。特筆すべきは、購入価格が著しく低く、ドイツ人取得者が所有する引継ぎ財産が有する価値に全く見合わないときには、認可官庁は一定額のライヒへの支払いを命じることができる、ということである。認可官庁はさらに、特定の取得者への（ライヒそのものへの！）譲渡を付帯条件として付けることもできる。

（農林業経済におけるユダヤ人の土地所有を、ライヒがそうした土地所有に関心をもつ限りにおいて、この方法により適当な時期にライヒに移譲させることが予定されている）。

要するに、この付帯条件手続きを援用して、どのような種類の命令でも発令できるということである。したがって特別な一般的指令は必要なくなる。そのような指令は、これまで部分的に正当化されてきたかもしれないが、いまや絶対に許容されない（第 1 項参照）。

8. 国民社会主義ドイツ労働者党は、脱ユダヤ化手続きに、国家の認可官庁が所轄の大区指導者に態度表明を求めるという形で関与する：

a) 認可義務のある全ての契約について（とくに、ユダヤ人の商店ならびに土地の譲渡に際して。ライヒ、州または党が取得者とならない限りにおいて）。

b) ユダヤ人の営業経営、土地またはその他のユダヤ人の財産部分の譲渡のためのあらゆる強制命令に際して。

手続きの迅速化のために、本官は、14 日の期限内に認可官庁に反対の立場表明が出されない限り、所轄の党部署が同意したものと仮定される、ということ承諾する旨を表明した。

ライヒ経済大臣閣下が脱ユダヤ化を特別の理由により自ら遂行する個々の場合においては、ライヒ経済大臣閣下は所轄の大区指導者と連絡をとることになる。ナチ党にはその後、全ての場合において、鑑定者としての意見が求められ

なければならない。これ以上の党の関与は予定されてはならず、また望ましくない。広範に及ぶ指令は許可されない。党の脱ユダヤ化手続きへの参加に関しては、本官は指令第 89/38 号において、大区指導者に指針を伝えておいた。同指針は、党が関与する全ての場合のほか、認可義務およびそれにともない党の関与が事後的に指令された場合にも適用される。しかし本官はこの機会に、とくに次のことを指摘しておきたい。すなわち、党员によるユダヤ商店の引継ぎは、当該党员が商店を整然と経営できる状態にあることを保証するときのみ望ましい、ということである。その他の場合は、ドイツ経済ならびに、ほかでもない当の党员自身にとっても、好ましからざる結果となろう。さらに本官は今一度、ユダヤ人への物品の販売、中でも食料品の販売は禁止されてはならないということ、とくに指摘しておく。また、ユダヤ人の家で必要な作業をする手工業者を、何らかの形で妨害することは許されない。

またこの機会に『ドイツ商店 Deutsches Geschäft』という看板が、国家公民法第三政令の前提に適合する全ての商店に掲げられなければならない、ということも指摘しておく。商社が、社会政策的または経済的観点で課せられた全ての要請にまだ応じていないという理由で、その商社にこの看板を拒否することは、許されない。

委託を受けて
署名 ボルマン

(29) ドイツ国民同胞によるユダヤ企業の引継ぎの遂行に関する指針 (1937 年 8 月 11 日)

Richtlinien für die Durchführung der Übernahme jüdischer Unternehmen durch deutsche Volksgenossen vom 11. August 1937

部数番号 第 番。

秘！ 職務上の使用に限る！

ドイツ国民同胞によるユダヤ企業の引継ぎの遂行に関する指針

大区指導者代理、党员フェッター Vetter は、1936 年 10 月 20 日付で、ユダヤ繊維・衣料品店のアーリア人所有への移行に関する回状（第 69 号）を、大区指導者ならびに大区指導者宛に出した。この回状

によれば、発生する全ての事例において、審査を担当する大管区経済顧問に知らせるように、とある。その後、この商店引継ぎのための審査が他の経済部門にも拡大されるべきこと、すなわち繊維・衣料品店に限定しないことが得策であることが判明した。大管区指導者代理、党员フェッターとの了解の上で、1937年7月6日付で、ヴェストファーレン州の新聞『赤い大地 Rote Erde』ならびに大管区内の他の新聞紙上に、以下の内容の警告が掲載された：

「商店の移譲に関する重要事項！

ユダヤ企業のアーリア人所有者への移譲に際しては、契約締結の前に、アーリア人購買者は、ナチ党ヴェストファーレン南大管区指導部の大管区経済顧問の事務所、ポーフム、ヴィルヘルム通り 15/17 番地、もしくは、アーリア人購買者の将来の商店所在地の管区指導部の管区経済顧問に、党がそれに則してアーリア化を承認するところの指針について問い合わせしておくのが得策である、ということに注意を喚起しておきたい。事情を公表することは契約締結当事者、とりわけ購買者のためになり、そうすることで購買者は最も効果的に、望ましくない影響に対して身を守るのである。」

同時に大管区領域に所在地のある全ての新聞社の経営陣に対しては、いわゆるアーリア化広告の受付に際しては極めて慎重に対処すること、また、大管区経済顧問の事務所に、個々のケースごとに実施された審査の結果を、あらかじめ問い合わせること、が要請された。これにより実現されるべきは、

1. 経済における明瞭かつ全体の見通しがきく状況が確立されること、
2. あらゆる新聞、要するに大管区の機関紙のみではない全紙が、党の努力を支援すること、である。

ドイツ労働戦線の側でも、ショーウィンドウのバッジ〔アーリア商店の目印〕を、早期に手交しない予定である。これは住民、とくに党员が、自らの意志に反してユダヤ企業またはユダヤ人の影響下にある企業で購入することがないようにするためである。

管区指導者ならびに管区経済顧問には、上述のことが遵守されるよう今後ご注意くださいようお願い申し上げます。〔ユダヤ人企業の〕引継ぎ契約は、契約の発効前に、大管区経済顧問の事務所もしくは、同事務所により任命された経済受託士 Wirtschaftstreuhander によって審査されるようにしなければならない。その際管区経済顧問は、事前審査を通して重

要な準備作業をしなければならない。この事前審査は、以下の方針に沿って行なうのが目的に適っている：

1. 購買者もしくは用益賃借人の適性

アーリア化が計画されている場合には、まず購入者もしくは用益賃借人の専門的、政治的および性格的な適性が審査されなければならない。購買者もしくは用益賃借人と、後の経営責任者が同一人物でない場合は、この経営責任者の必要とされる適性についても審査されなければならない。

専門的適性（例えば小売店舗保護法、手工業能力証明などの規定による）については、生業監督官庁、商工会議所もしくは手工業会議所の管轄が存在する。政治的および性格的信頼性については、通常は所轄の権限者の意見が求められなければならない。

こうした方法により、新たに登場する人物についての完全で明瞭な像を得よう努めていただきたい。その出来がよければ、すでに何度も上首尾に遂行できたように、大管区指導部にそれだけ早く、購買者ならびに用益賃借人をユダヤ人の詐欺から守る手立てを講じさせることができるのである。

2. 資本証明

購買者もしくは用益賃借人は、商店の引継ぎに必要な資本ならびに十分な流動経営資産が自由になることを証明しなければならない。収益性を確保するためには、調達されるべき額の 50 ないし 60 パーセントは自己資本でなければならない、とするのが当を得ている。残余はクレジットで（抵当権、銀行融資または保証融資）工面されてもよい。いずれの場合においても、資金の調達にあたってユダヤ資本が受け入れられないよう注意する必要がある。つまり、購買者がユダヤ人の再保証に基づいて銀行の融資を受ける、という形でもいけない。この理由のために、資本証明は、〔経営の〕引継ぎの日に必要な“X”ライヒスマルクを自由に使える状態にあった、ということ伝える銀行の証明書の提示によっては、なされ得ない。証明はむしろ、購買者もしくは用益賃借人が、銀行預金口座照合表、財産税納税申告および決定通知、ならびに同様の書類を自由意志で提示する、という形でなされなければならない。

3. 使用賃貸借・用益賃貸借契約

使用賃貸借または用益賃貸借契約〔*〕においては基本的に、もっぱら確定使用賃貸借 Festmiete が合意されるよう努めなければならない。スライド賃料率、すなわちそのつど変動する月間および年間売上げに応じた賃借料の計算は望ましくない。なぜなら、それはユダヤ人元所有者の隠れた利益関与に等しいから

である。用益賃貸借率または用賃貸借率の基準としては、例えば前年度の年間売上の3ないし3.5パーセントが適切とみなされ得る。

契約においては、確定した引継ぎ価格での先買権の決定が目指されるべきであるが、しかし要求されてはならない。

賃貸の場合、賃貸人はすべての家屋経費（土地財産税、家屋賃貸料税、下水清掃・ゴミ処理費用、利子その他）を自ら負担しなければならない。

〔* 使用賃貸借が用益賃貸借と異なる点は、用益賃貸借では用益賃貸人が物および権利（狩猟権行使権、漁業権、鉱業権など）の使用とそれから果実を取得することをみとめる義務を負うことである。したがって、住居として家を借りるのは使用賃貸借であり、耕作して果実を取得するために土地を借りたり（わが国の賃貸小作）漁業権を借りて魚をとったり、ホテルを借りてこれを経営するのは用益賃貸借である。山田晟、前掲書。〕

4. 商品倉庫評価

商品倉庫が購入価格の算定に際して過度に高く見積もられるということが、しばしば見られる。明らかな過剰評価が判明した場合は、購入価格が吟味されなければならない。購入価格からは、場合によっては後に確定された不足分と、季節に左右される商品（モード製品）について、相応の控除がなされなければならない。

同様にこれとは逆のケース、すなわち商品倉庫が低く評価されている疑いのある場合も生じている。おそらく税金上の理由からであろう。そうした場合には、ユダヤ人元所有者に別の形で財政上の埋め合わせが提供される、〔契約に〕付随する裏取り決めについて調査されたい。

5. 財産目録

購入価格の算定に際しては、財産目録は可能な限りそれまでの消耗（毎年の原価償却）を差し引いた仕入価格で見積もること。財産目録の用益賃貸借 Inventaranpachtung に対しては、用益賃貸料が応分の範囲内（3ないし3.5パーセント）にある限り、それ自体何ら異議を差し挟むべきものではない。しかし一般的には、財産目録の用益賃貸借はすでに賃貸料に含まれる。

6. 納品契約

納入契約ならびに他の拘束、例えばユダヤ人納入業者、共同購入組合、コンツェルンとの連結契約は、現時点で別の購入の可能性が存在する限りにおいて、期日が設定でき次第、解約されなければならない。

このような解約の可能性が何らかの理由により存在しない場合は、念のため引継ぎ契約の構想に異議が申し立てられなければならない。

7. 複数の購入者による商店の引継ぎ

複数の購入者によるユダヤ商社の引継ぎにおいては、定款の締結の際に新しい所有者に、一人または複数の所有者の脱退時に、持分 Geschäftsanteil をユダヤ人に譲渡してはならないということが、義務づけられなければならない。

8. 契約、帳簿、及び経営の検査

ほとんど全ての場合において、経済受託士による検査の必要は避け得ないであろう。大管区経済顧問はこの場合、管区経済顧問の提案も踏まえた上で、政治的にまったく信頼の置ける経済受託士に検査を委託することになる。経済受託士は、同時に管区経済顧問の名誉職の協力者でもあることが望ましい。経済受託士は、多くの場合非常に手間のかかるこの検査費用を、当然、購入者または用益賃借人に請求してもよい。なぜなら、経済受託士は検査を職務上行なうからである。この点については、これまでのところ問題は生じていない。購入者または用益賃借人本人が大抵の場合、異論の余地のない引継ぎを党に対して証明することに、最大の関心をもっているからで、これは、あとで購入者との間に問題が生じないためである。

9. ユダヤ人従業員

ユダヤ人従業員は、商店の引継ぎの際に一緒に引継いではならない。というよりもむしろ、期日が設定でき次第、解雇されなければならない。その際は法的規定をとくに遵守のこと。

10. 新聞紙上でのアーリア化広告

管区経済顧問は、そのアーリア化が大管区経済顧問の事務所によって目下認可されていない商社が、日刊新聞に広告を出していないか、その土地の新聞のほか、とくに市民の〔一般〕新聞についても監視する責任を有する。これに関する報告は、証明資料を添えて直ちに大管区経済顧問の事務所に送付すること。

11. 一般的適用

アーリア化の事例は当然、千差万別であり得るので、上述の一般的な指針しか作成できなかった。特別な疑問が生じた場合には、大管区経済顧問の事務所に問い合わせられたい。

本指針の発行は、アーリア化の促進を目的とした党の行動の導入を意味するものではない。むしろ、事態の自然な展開に任せておくのが、さしあたり、よ

り正しい方策であろう。なぜなら、アーリア化されるべき経営を、まずは「売却可能な状態」にもっていくのが、当を得ているからである。

ボーフム、1937年8月11日

Ba/C.

大管区経済顧問

署名 パオル・プライガー

委託を受けて

大管区本部長

（バラー）

Abstract

Important Laws and Regulations
relating to the 'Entjudung of Economy'
in the Third Reich
(II)

YAMAMOTO Tatsuo

Division of the Comparative Culture, Faculty of Integrated Cultures and Humanities,
University of East Asia

E-mail: yamamoto@po.cc.toua-u.ac.jp

The driving out of Jews from the economy during the Third Reich ('Entjudung of economy') spontaneously began to occur after the Nazi's coming into power in January, 1933, though it was rather disorderly. However, by late 1937 the government began to officially promote this practice by turning it into state policy.

As state policy, 'Entjudung of economy' was carried out using one of the following two methods: the closing or liquidation of Jewish firms, or the transferring of their ownership to Germans (Arisierung/Aryanization). The implementation of this policy had many ramifications on Jewish society and economy. Many organizations and institutions in the Third Reich participated in this policy, thereby determining the business and destiny of the Jews. It was through laws and regulations issued by the Nazi government that they made decisions for each 'Entjudung' case.

Not all these laws and regulations were announced publicly, however. Indeed, some were promulgated in the 'Reich-Gazette' (Reichsgesetzblatt) or the 'Gazette for the Ministry of the Interior' (Reichsgesetzblatt für die Innere Verwaltung), but it was the enforcement ordinances of which the masses were unaware, such as unpublished orders and secret memorandums, which substantially described the procedures of 'Entjudung' policy. Therefore, the analysis of these documents is essential to understanding the logistics of the 'Entjudung of economy' as a process.

Texts quoted here are from among those documents mentioned above, thus they are part of the laws and regulations relating to the 'Entjudung of economy'. Continued from the last issue, the followings will mainly be introduced in this issue: the elimination of the Jews from economy and the regulations concerning about the utilization of their property.